市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定に ついて

市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例を次のように定める。 令和4年12月2日提出

市川市長 田 中 甲

## 市川市条例第 号

市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

- 第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、 当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理 由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することがで

きる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長 後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(著しく大量な保有個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限の特例)

- 第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 (手数料)
- 第5条 開示請求をする者は、写しの交付(書面による交付に限る。)により保 有個人情報の開示を受けるときは、規則で定めるところにより、別表で定め る額の手数料を納めなければならない。
- 2 次に掲げる手数料は、無料とする。
  - (1) 閲覧及び写しの交付(書面による交付を除く。)に係る手数料
  - (2) 法第82条第2項の規定により開示をしない旨の決定をした場合に係る 手数料

(訂正決定等の期限)

- 第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、 当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長

後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(特に長期間を要する訂正決定等の期限の特例)

- 第7条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条 の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合 において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、 次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

- 第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(特に長期間を要する利用停止決定等の期限の特例)

- 第9条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、 前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。 この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止 請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 利用停止決定等をする期限

(諮問)

第10条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定により設置する市川市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して行うものとし、当該諮問をした実施機関は、その議に基づいて、当

該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 2 前項の諮問は、法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服 審査法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。
  - (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を制定し、改正し、 又は廃止しようとする場合
  - (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合 (審査会)
- 第11条 審査会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 前条第1項の諮問及び市川市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4年条例第 号)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求につ いて調査審議すること。
  - (2) 前条第3項及び市川市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ意見を述べること。
  - (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による実施機関の求めに応じ意見を述べること。
- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。

- 7 審査会に、会長を置き、委員のうちから互選する。
- 8 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。
- 11 審査会の事務は、総務部において処理する。
- 12 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び 費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、 報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

(審査会の調査権限)

- 第12条 審査会は、必要があると認めるときは、前条第1項第1号の諮問をした実施機関及び議長(以下この条において「諮問実施機関等」という。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報(市川市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第1項第5号アに規定する開示決定等、同条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報を含む。以下同じ。)の提出を求め、審査請求人に閲覧させずにその内容を見分することができる。この場合において、諮問実施機関等は、当該保有個人情報の提出を拒むことができない。
- 2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容と請求を拒否する理由とを分類し、及び整理することその他の方法により、前条第1項第1号の諮問をされた事案(以下「事件」という。)に関する説明を求めることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、審査会は、事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関等に主張書面(行政不服審査法第81条第3項において準

用する同法第74条に規定する主張書面をいう。)若しくは資料の提出を求め、又は参考人(法第106条第2項において読み替えて適用する行政不服審査法第34条の参考人をいう。)に陳述を求め、その他必要な調査をすることができる。

(調査審議の手続の非公開)

第13条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

- 第14条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は 分離したときは、審査関係人(行政不服審査法第81条第3項において準用 する同法第74条に規定する審査関係人をいう。)にその旨を通知しなけれ ばならない。

(市川市行政不服審査法の施行に関する条例の適用)

第15条 審査会に係る行政不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定による手数料に関する市川市行政不服審査法の施行に関する条例(平成28年条例第17号)第15条の規定の適用については、同条中「)」とあるのは「市川市行政不服審査会」とあるのは「)」とあるのは「市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第一号)第10条第1項の市川市個人情報保護審査会(次条第1項及び第2項において「市川市個人情報保護審査会」という。)」と、「審理員」とあるのは「市川市行政不服審査会」とあるのは「審理員」とあるのは「市川市個人情報保護審査会」とする。

(法の施行の状況の報告)

第16条 市長は、本市における法の施行の状況について、毎年1回、規則で 定めるところにより、議会に報告するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第18条 第11条第10項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下 の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により第5条第1項に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条及び附則 第4条第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 第2条 第11条第3項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、 令和5年4月1日前においても、同項の規定の例によりすることができる。 (市川市個人情報保護条例の廃止)
- 第3条 市川市個人情報保護条例(昭和61年条例第30号)は、廃止する。 (市川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 第4条 令和5年4月1日前に前条の規定による廃止前の市川市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第13条第1項又は第14条から第16条の2までの規定による請求がなされた場合における旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の閲覧若しくは写しの交付、訂正、削除若しくは目的外利用若しくは外部提供の中止又は同条第4号に規定する特定個人情報の利用の中止若しくは削除若しくは提供の中止については、なお従前の例による。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日前に旧条例第 2 3 条に規定する市川市個人情報保護審査 会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮 間に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、旧条

例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

- 3 令和5年4月1日前に旧条例第23条第3項の規定により委嘱されている 旧審査会の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同年3月31日 までとし、同年4月1日前に旧条例第24条第4項の規定により委嘱されて いる同条に規定する市川市個人情報保護審議会(次項において「旧審議会」 という。)の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同年3月31 日までとする。
- 4 令和5年4月1日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第 23条第6項の規定による職務上知り得た秘密をもらしてはならない義務及 び同日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第24条第7項の 規定による職務上知り得た秘密をもらしてはならない義務については、同日 以後も、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者に係る旧条例第24条の16の規定によるその業務に関して 知り得た旧条例第24条の15第1項に規定する実施機関非識別加工情報等 (第1号において「旧実施機関非識別加工情報等」という。)の内容をみだ りに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、 令和5年4月1日以後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関(以下 「旧実施機関」という。)の職員である者又は令和5年4月1日前におい て旧実施機関の職員であった者のうち、同日前において旧実施機関非識別 加工情報等の取扱いに従事していたもの
  - (2) 令和5年4月1日前において旧条例第24条の15第3項の受託業務に 従事していた者
- 6 次に掲げる者に係る旧条例第25条第1項の規定によるその職務又は業務 に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目 的に利用してはならない義務については、令和5年4月1日以後も、なお従 前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は令和5年4月1

日前において旧実施機関の職員であった者

- (2) 令和5年4月1日前において旧実施機関から旧条例第2条第7号に規定する個人情報の保管等の委託を受けて当該個人情報の保管等の業務に従事していた者
- (3) 令和5年4月1日前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第3項に規定する指定管理者の役職員又は構成員(これらの 者であった者を含む。)であって、当該公の施設の管理の業務に従事して いたもの
- 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、令和5年4月1日前において旧 実施機関が保管していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条 第8号に規定する個人情報ファイル(同号アに係るものに限る。)(その全 部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を同日以後に提供したと きは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は令和5年4月1日前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 第5項第2号並びに前項第2号及び第3号に掲げる者
- 8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密 を漏らした者(令和5年4月1日前において旧審査会の委員であった者に限 る。)は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 第7項各号に掲げる者が、その職務又は業務に関して知り得た令和5年4月1日前において旧実施機関が保管していた旧個人情報(組織的に利用するものに限る。)を同日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 令和5年4月1日前にした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

(市川市公文書公開条例の一部改正)

第5条 市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号)の一部を次のように改

正する。

第8条第1項第1号の2を削る。

第9条中「(同項第1号の2に掲げる情報を除く。)」を削る。

(市川市公文書公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 令和5年4月1日前に前条の規定による改正前の市川市公文書公開条 例第8条第1項第1号の2に掲げる情報が記録された同条例第2条第2号に 規定する公文書の公開等については、なお従前の例による。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する 条例の一部を次のように改正する。

別表第2個人情報保護審査会委員の項及び個人情報保護審議会委員の項を削る。

別表第2に次のように加える。

個人情報保護審査会委員	IJ	9,100円
-------------	----	--------

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 令和5年4月1日前に支給事由の生じた前条の規定による改正前の市 川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例別表 第2個人情報保護審査会委員の項及び個人情報保護審議会委員の項に規定す る報酬については、なお従前の例による。

## 別表 (第5条関係)

交付する用紙	手数料の額
白黒で複写され、又は出力された用紙	1枚につき 10円
カラーで複写され、又は出力された用紙	1 枚につき 20円

## 備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

## 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。